

後期高齢者医療制度のお知らせ

市民課保険年金係 ☎ 059-221-6883 (25) 1135

後期高齢者医療広域連合

○保険証の更新について

新しい被保険者証(ピンク色)を、7月中旬に簡易書留で送付します。現在の被保険者証(若草色)は8月1日(日)以降は使用できません。

新しい被保険者証が届いたら、8月1日(日)以降に若草色の被保険者証を返却してください。ご自身で処分する場合は、個人情報に十分に注意してください。

○一部負担金の割合について

医療機関にかかるとき、所得に応じて医療費の1割または3割負担で診療を受けられます。

○限度額適用認定証等について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証等を医療機関などの窓口提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

認定証の交付を受ける場合は、市民課や連絡所で申請してください。現在認定証をお持ちのかたについては、7月末に送付されます。

○保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

年間保険料額 (賦課限度額 64万円)

①所得割額

(被保険者に係る基礎控除後の
総所得金額等^{*1}) × 8.99%

+

②被保険者均等割額 44,589円

○保険料の軽減措置

所得の低い世帯に属するかたに対する軽減

所得が低い世帯に属するかたは、左記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者および世帯主の 総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	7割	13,376円
43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	5割	22,294円
43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	2割	35,671円

- ・世帯は4月1日(年度途中で資格取得されたかたは資格取得日)時点での状況で判定されます。
- ・前年12月末日の年齢が65歳以上のかたの年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
- ・事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

保険料均等割軽減の対象のかたの保険料について

- ・保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減(本則)に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。
- ・下表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っており、令和3年度が見直しの最終年度となります。
- ・令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だったかたについて、本則通り7割減となります。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割 月額平均が 836円⇒1,115円
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の各種所得がなし		9割	8割	7割

・後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険^{*}の被扶養者であったかたに対する軽減均等割額が資格取得から2年間は5割軽減され、所得割は課されません(均等割額7割軽減に該当するかたは、そちらが適用されます)。

該当のかたには軽減後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であったかたでは、問い合わせてください。

^{*}2 被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

○保険料の徴収

特別徴収：年金からの天引きによる納付^(※3)
普通徴収：納付書や口座振替による納付

^{*}3 年金の受給額が年額18万円未満のかたや、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入などが大きく減少した場合は、納付の猶予や減免の制度があります。そのほか特別な事情で納付できない場合は市民課へ相談してください。